

「MONTAGNE(モンターニュ)」商品概要

通貨選択型個人年金保険

契約通貨	米ドル	豪ドル	日本円
契約年齢（契約日における被保険者の満年齢です。また積立期間によって異なります。）			
3年	0～87歳		お取扱いいたしません。
5年	0～85歳		
7年	0～83歳		
10年	0～80歳		
保険料払込方法	一時払のみ		
積立期間	3年、5年、7年、10年		10年
基本保険金額（一時払保険料）			
最低	2万米ドル (1米ドル単位)	3万豪ドル (1豪ドル単位)	200万円 (100円単位)
最高 (契約日における被保険者の満年齢によって異なります。)	【75歳以下】 500万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額 【76歳以上】 100万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額	【75歳以下】 750万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額 【76歳以上】 150万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額	【75歳以下】 5億円 【76歳以上】 1億円
※円入金特約により、保険料を円貨で払い込むことができます。			
年金種類			
年金種類と年金受取開始年齢の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 確定年金（年金受取期間：5,10,15,20,25,30年）：3歳～90歳 年金総額保証付終身年金：50歳～90歳 保証期間付終身年金（保証期間：5,10,15年）：50歳～90歳 保証期間付夫婦年金（保証期間：5,10,15年）：50歳～90歳 <p>※確定年金における最終年金受取日は、被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。 ※「保証期間付夫婦年金は年金受取開始前にご案内する書面にてご選択いただけます」</p>		
年金受取開始の繰延べ	年金の受取開始日を繰延べることが出来ます。		
繰延べ期間	1年刻み		
繰延べ可能範囲	被保険者の年齢が90歳まで繰延べることが出来ます。		
通貨の転換	繰延べ時に他の通貨に転換できます。		
一部引出機能	毎年、運用収益分のうち、一部引出金額を解約控除なしに引出すことができます。		
解約	年金受取開始日前であればいつでも、ご契約を解約して払戻金を受取ることができます。		
解約払戻金額 (解約時の受取金額)	解約払戻金額＝市場調整価格－解約控除金額		
市場調整価格	解約日の保障基準価格－市場調整額 ※詳しくは「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。		
解約控除金額	解約日の保障基準価格×解約控除率（9%～1%）		
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。		

「ATHENA(アテナ)」商品概要

通貨選択型個人年金保険

契約通貨	米ドル	豪ドル
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢です。積立期間によって異なります。)		
3年	0～87歳	
5年	0～85歳	
7年	0～83歳	
10年	0～80歳	
保険料払込方法	一時払のみ	
積立期間	3、5、7、10年	
基本保険金額 (一時払保険料)		
最低	2万米ドル (1米ドル単位)	3万豪ドル (1豪ドル単位)
最高 (契約日における被保険者の満年齢によって異なります。)	【75歳以下】 500万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額 【76歳以上】 100万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額	【75歳以下】 750万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額 【76歳以上】 150万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額
※円入金特約により、保険料を円貨で払い込むことができます。		
年金種類		
年金種類と年金受取開始年齢の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 確定年金 (年金受取期間：5、10、15、20、25、30年) : 3歳～90歳 年金総額保証付終身年金 : 50歳～90歳 保証期間付終身年金 (保証期間：5、10、15年) : 50歳～90歳 保証期間付夫婦年金 (保証期間：5、10、15年) : 50歳～90歳 ※確定年金における最終年金受取日は、被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。 ※「保証期間付夫婦年金」は年金受取開始前にご案内する書面にてご選択いただけます。	
年金受取開始日の繰延べ	年金の受取開始日を繰延べることができます。	
繰延べ期間	1年刻み	
繰延べ可能範囲	被保険者の年齢が90歳まで繰延べできます。	
通貨の転換	繰延べ時に他の通貨に転換できます。	
一部引出機能	毎年、運用収益分のうち、一部引出金額を解約控除なしに引出することができます。	
解約	年金受取開始日前であればいつでも、ご契約を解約して払戻金を受取ることができます。	
解約払戻金額 (解約時の受取金額)	解約払戻金額＝市場調整価格－解約控除額	
市場調整価格	解約日の保障基準価格－市場調整額 ※詳しくは「契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。	
解約控除額	解約日の保障基準価格×解約控除率 (9%～1%)	
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度 (お申込みの撤回・契約の解除) の対象です。	